平成30年第4回筑紫野市農業委員会総会 議事録

 1 開会日時及び場所 平成30年4月6日 午後2時59分

筑紫野市役所 (第2·3委員会室)

- 2 閉会日時 平成30年4月6日 午後3時20分
- 3 委員氏名
 - (1) 出席者

農業委員

井上ユキヱ、野田勇男、藤井利春、市川一、砥綿和廣、井上裕一、 岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山降好

- (2) 欠席者(または出席を要しない農地利用最適化推進委員) 熊野修治
- 4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事。森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第11号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動(届出)について

報告第12号 農地法施行細則の規定による届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について

報告第14号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

議案第 7号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 8号 非農地証明願いについて

○議長:ちょっと時間が早いようでございますけれども、会議を進めていきたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められました定足数に達しておりますので、 ただいまから平成30年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、3番委員の藤井委員さん、それから、 11番委員の神崎委員さん、よろしくお願いします。

それでは、既にお手元に配付しております議案目録の順序に従いまして、本日の会議を進めさせてもらいます。

まず最初に、農地法第3条の3第1項の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第11号、議案書のとおり、農地の権利移動(届出)が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局:では、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、名古屋市□□丁目□□、□□。届出地の表示、□□のほか5筆。田1万183平米、合計1万183平米。届出の事由、相続。あっせん希望の有無、あり。

これにつきましては、あっせんを希望されるということで、あっせん申出書をお配りさせていただいております。今日、別紙で配らせていただいている分になります。□□さんは相続されているんですけれども、名古屋市にお住まいということで、相続した農地についてあっせんをお願いしたいという希望があっております。全部で6筆ありますけれども、一番上の□□は農用地なんですが、こちらは今ほかの方に貸している状態なので、こちらを除くほかの分につきまして売るなり貸すなりしたいということです。特に□□地区の担当の方は、周辺の所有者の方などにお声かけいただいて、こういう農地があるよという紹介をしていただければと思います。

以上です。

○議長:本件について御質疑、あるいは御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○原野議長:ないようでございますので、本件に関する報告を終了します。 次に進ませてもらいます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第11号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第12号、議案書のとおり、届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局:では、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、福岡市□□丁目□□番□□、□□。相手方、筑紫野市□□□□□、□□ほか1

名。届出地の表示、□□□□□ほか5筆。田4,776平米のうち1,984平米、合計4,776平米のうち1,984平米。契約内容、賃貸借。届出の理由、適用条項第53条第11号、送電線張りかえ工事に伴う資材置き場として使用するため。

以上です。

○議長:本件について質疑のある方は御発言願います。

私から一つだけお尋ねします。この届出の理由が、送電線張りかえ工事のための資材置き場と。 期間がないけど、どうなんですか。どのくらいの期間あるんですか。

- ○事務局:期間につきましては、平成30年3月2日より平成31年7月23日となっております。約 1年半です。
- ○議長:37年ですか。
- ○事務局:31です。
- ○議長:ありがとうございます。

ほかに何か御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長:ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了します。 次に進めさせてもらいます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第13号、議案書のとおり、農地の転用届出が5件ほどございます。事務局の説明をお願い いたします。

○事務局:読み上げて説明とさせていただきます。

これにつきましては、面積が12平米となっております。隣に宅地が2筆ありまして、それに合わせる形での転用となっております。合わせて大体200平米程度になります。そこに建売住宅を建築するということです。

では、続きまして3番、譲受人、筑紫野市□□一□□、□□。譲渡人、大分市□□、□□。届 出地の表示、□□一□□。畑119平米、仮換地地籍125平米、合計119平米。転用目的、自己住宅。 契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成29年8月22日から平成29年12月28日 まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年3月7日。

以上です。

○議長:本件5件について、御質疑等がございましたら一括してお受けします。

(なし)

○議長:ないようでございますので、本件に対する報告をこれで終わります。 次に進めさせてもらいます。

農地法第3条の規定による許可申請の取り下げに関する件を報告いたします。報告第14号、議 案書のとおり、許可申請の取り下げが1件ございます。

○事務局:これが差しかえの分です。

○議長:これがさっき差しかえのあった分ですね。

○事務局:いや、これを差しかえて、こっちに。

○議長:ああ。取り下げの申請に関する件について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局:こちらにつきましては、追加で差しかえをお配りした分の取り下げになります。譲受人、譲渡人の住所、氏名等は割愛させていただきまして、理由について説明させていただきます。こちらは、先月、農地法第3条の許可申請を上げておられて保留になったものになります。先月の審議の内容を譲受人にお話ししたところ、主に議論の内容としては、耕作能力が不明確であるために結論が出なかったと。保留にさせていただいていますということを説明しまして、あわせて、耕作能力を確保するといった意味で、農作業受委託をまずはしてもらって、耕作してみて半年なり1年様子を見させてもらって、その結果、また許可申請を出してみてはどうかという提案をしたところ、譲受人も、そういったことであればということで承諾をいたしまして、今回取

り下げとなっております。

今、特定作業の受委託の手続もしております。こちらは農地法の許可や利用権などではなく受 委託なので、本人同士の作業のみの契約となります。その契約が成りましたら、トラクターなど も購入して実際に耕作をしたいと言っておられました。これからの経過につきましては、事務局 と地元の委員の□□委員や□□委員と調査して、経緯を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長:本件について質疑のある方は御発言願います。これは前回保留していた分でございまして、御理解いただけたと思います。

本件に対して御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長:ないようであれば、本件に関する報告をこれで終わります。

次に、議案に入りたいと思います。

議案第7号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。 まず、1番についての説明を地区担当委員の□□委員、よろしくお願いいたします。

○委員:第7号、申請者の住所、氏名、筑紫野市□□一□□、□□。申請地の表示、□□一□□。 地籍は畑1,440平米でございます。申請内容は、転用目的は貸駐車場。構造規模は盛土、整地。 工事期間は30年5月20日から6月19日までとなっております。

審議事項の中で、農地の区分は第二種農地でございます。資金の内訳は借り入れを100%で行うということです。開発許可は不要。用排水処理は条件つきとなっております。□□の水利組合のほうから、ため升を設置せよという条件がついております。契約区域は市街化調整区域でございます。

本件につきましては、3月25日、□□委員同行で現地を確認しております。 7ページに位置図 がありますので、見ていただきたいと思います。

県道□□線があります。左上のほうには□□がございます。それから□□方面に600メーター ぐらい下がったところ、□□号線沿いに申請地がございます。盛土は30から40センチぐらいの高 さだろうと見ております。畑でもありますし、水利関係もありましたので、□□委員と協議しま して、問題ないだろうという結論に達しております。

以上です。

○議長:補足説明がございましたら、事務局、お願いいたします。

○事務局:中身については、今、□□委員が説明されたとおりで、目的が貸駐車場となっております。貸駐車場の中身につきましては、今度、新たに運送業を開業する個人の方が駐車場を探し

ておりまして、この土地が交通の便もいいということで申し出があったため、□□さんのほうで 造成までして事業者に貸すことになっています。

先ほど□□委員からも話がありましたとおり、用排水処理に条件がついております。ため升を 設置することとなっておりまして、利用計画図を見ましたら、ため升を設置して、そこから水路 に流すようになっております。

あと、農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地となっております。

以上です。

○議長:本件について御質疑や御意見のある方は御発言願います。

(なし)

○議長:ないようでございますので、これより採決に入りたいと思います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

○議長:御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。 次に進みます。

議案第8号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

これ、私のほうが地区担当委員ということで、筑紫野市□□ー□□、□□さんの件でございます。現地は、記載のとおり、約2反弱、1,818平方メートルでございます。

□□は□□川から2キロ近くあると思いますが、山奥で竹やぶとなっていて、現況としては農地という形態を全くしておりません。記載のとおり、お話を聞きますと、昭和50年から耕作不能地として放棄されていたということで、今、竹林が物すごく繁茂いたしまして、現況におきましては農地とは非常に認めがたい状況でございます。そういうことで、ここに非農地証明という申請が出ております。

先ほど事務局長にお尋ねしたら、地目は田ですから、非農地証明が承認された後、ほかのものに転用、登記等に関する手続は進められると思いますので、そういうふうに理解していただきたいと思います。

以上でございます。

本件について、事務局の説明がございましたらお願いいたします。

○事務局:中身については今、会長が説明されたとおりで、4月2日に事務局も現地を調査して おりまして、確かに雑木や竹が混在していて農地としては復旧しがたい状況になっております。 以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件に対する質疑、あるいは御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長:ないようでございますので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議がない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長: 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決することに決まりました。

予定しておりました報告、議案等につきましては以上で終了させてもらいます。一応、定例会はここで締めさせていただきます。定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして平成30年第4回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。